

GLOBE

グローブ 2011 秋

67



(財) 世界人権問題研究センター

京都市 *DV(ドメスティック・バイオレンス) 相談支援センター

～あなたの周りで悩んでいる人はいませんか～

DVを受けていると思われる人には、「それはDVではありませんか」と言ってあげてください。

DVを受けていることを打ち明けられた時は、「あなたが悪いではありません」と声を掛けてあげてください。

そして、相談窓口を紹介してあげてください。



京都市では、DV被害者に対して、相談から自立まで総合的に支援するため、平成23年10月3日(月)より「京都市DV相談支援センター」を設置しています。



**女性に対する暴力を
なくす運動のシンボル**

相談受付時間

月曜日～土曜日 9:00～17:15

(日・祝日・12/29～1/3を除く)

相談電話番号 075-874-4971

緊急ホットライン 075-874-7051

(相談受付時間外はこちらの電話番号へ)

相談にあたっては、プライバシーに配慮し、秘密は厳守します。
お気軽にご相談ください。

なお、京都市では、上記の他に京都市男女共同参画センター(ウィングス京都)で、女性のための相談を行っています。

【開室時間】

平日の月・木・金・土曜日 11:00～18:30 (受付は18:00まで)

平日の火曜日 11:00～20:00 (受付は19:30まで)

【相談・予約専用電話番号】

075-212-7830

*DV(ドメスティック・バイオレンス)とは、配偶者(事実婚、元配偶者を含む)や親密な関係にある男性と女性に起こる暴力のことを言います。



GLOBE

GLOBE No. 67 2011 autumn…目次

海外の人権紀行	韓神の歌舞(上) ……………	上田 正昭	2
”	祇園祭と町衆のかかわり ……………	服部 齊之	4
”	パークキングパーミット制度をご存知ですか? ……………	山口 寛士	6
案内	アジア諸国と人権(その二七) ……………	安藤 仁介	8
	育児をめぐる男女の責任 ……………	西井 正弘	10
	寺社への墨書は落書きだったか — 歴史的なものの見方とは — ……………	野地 秀俊	12
	著書『ルポ 在日外国人』の反響 ……………	高 賛侑	14
	アジア・カップ国際法模擬裁判 ……………	西立野園子	16
	「子どもの権利」から、「若者の権利」へ ……………	阿久澤麻理子	18
	研究部の取り組み ……………	仲尾 宏	20
	長島愛生園歴史館 ……………	松波めぐみ	22
	「性差別の根源を探る — 穢れ、女人禁制の地をたずねて —」 ……………	谷口真由美	25
	「人権大学講座」 ……………		26
	「講座・人権ゆかりの地をたずねて」 ……………		27
	カタール ……………	安里 和晃	28

GLOBE (グローブ) ラテン語の「球」の意からきた言葉で地球、天体のことです。

■表紙はキキョウ <NPO法人日本写真協会会員 笠本眞理氏提供>

韓神の歌舞（上）



研究センター理事長
京都大学名誉教授

上田 正昭

平安京の宮内省に「韓神社」が奉斎されていたことはあまり知られていない。それは延喜五年（九〇五）から編纂がはじまって延長五年（九二七）に完成した『延喜式』（五〇巻）の巻第九のはじめに「宮中神 卅六座」のなかに、「宮内省に坐す神」として「韓神社」が記載されているのにも明らかである。

韓神は『古事記』の大年神の神統譜にみえているが、宮中で韓神がまつられるようになったのは、平安京になつてからであるから、この「韓神」は平安時代に入っ

てからの「古事記」への追記あるいは『古事記』後書説の証拠とみなす説がある。

しかしこの説が不当であることは、「古事記の神々」

（『文学』一九八〇年四月号、改題「大年神の系譜」、『古代伝承史の研究』所収、塙書房）で指摘したとおり。平安時代以前すでに韓神社が奉斎されていたことは、たとえば「十戸」の神戸が、天平神護元年（七六五）に讃岐国から寄進施入されていたことをみえてもわかる（『新抄格勅符抄』大同元年牒）。

したがって、源頼兼がまとめた平安時代中期までの有職故実や伝説などの記録『古事談』には「本より大内跡（所）に坐す」と述べ、大江匡房が朝廷の公事や儀式などを記した『江家次第』に「件の神（韓神）、延暦以前此に坐す」と記載するのである。

鎌倉時代中期（文永・弘安の頃）の事物の起源を問答体で記した「塵袋」では「イマダミヤコウツリナカリケルハジメヨリ（平安遷都以前から）ココニオハシマス神也ケリ」と断言する。

ある説では鎌倉時代の有職故実の書である『捨芥抄』は『村上天皇記』を引用して、「或る記に云く、大内裏は秦ノ川勝ノ宅、橋は本の大夫ノ宅、南殿前殿の橘樹は、旧跡によってこれを殖ゆ」とする。平安宮の大内裏が秦川（河）勝の宅であったかどうかはさだかでないが、平安宮が造営される以前に、渡来の人びとが韓神を奉斎していたのはたしかであろう。もともと宮内省の場所でもつられていたのか、平安宮の他所でもつられていたのを遷したのか、いまではたしかめようはない。

韓神については注目すべき史実がある。それは貞観の『儀式』などに「韓神の祭」がみえるにとどまらず、宮中の御神楽の演目に、「韓神」があつて、古代以来現在にいたるまで演奏されているからである。カグラの語源については、カミが依り坐す「神座（かみくら）」説が有力だが、古代から宮中神楽を御神楽と称し、民間の神楽を里神楽とよぶのがならわしになっている。

古文献における演奏例としては、貞観元年（八五九）十一月の「神歌神宴」が有名であり、内侍所御神楽とし

ては長保四年（一〇〇二）五月の演奏例が注意をひく。そして寛治元年（一〇八七）のころからは、御神楽の演奏は慣例化していった。

宮内庁楽部では御神楽「韓神」が古式ゆかしくうけつがれているが、民間では鎌倉の鶴岡八幡宮・京都の伏見稲荷大社と石清水八幡宮に伝承されていて貴重である。

平安時代の「神楽歌」の古写本鍋島家本「神楽歌」は十二世紀ごろの写本だが、その「神楽歌次第」にも、（イ）迎神・（ロ）神人交歓——呪言と神あそび・（ハ）送神の日本のマツリの本来の姿が反映されている。

「韓神」は向つて左方に本方・右方に末方の座があり、統率者である人長の座があつて、笛・箏・和琴・笏拍子などの伴奏で本方・末方の歌と人長の舞が演奏される。本方の歌は「三島木綿肩にとりかけ、われ韓神のからをぎせむや。からをぎ、からをぎせむや」がおごそかに唱われ、人長は採物をもつて舞う。この「からをぎ」は「枯萩」ではない。正しくは「韓招ぎ」であつた。韓神をお招きしようと歌舞するのである。

祇園祭と

町衆のかかわり



(財) 霰天神山保存会 理事長

服部 齊之

今年も例年どおり七月一日より七月三十一日まで祇園祭行事が執り行われました。祇園祭は、ご承知のとおり、八六九年（貞観十一年）に朝廷が疫病の流行沈静を祈願し、神泉苑に六六本の鉾を立て、御霊会が行ったことが起源とされています。その後、祇園祭は、応仁の乱（一四六七〜七七七）で途絶えますが、町衆の手で再興され、現在も町衆の手で受け継がれています。

祇園祭の起源とされる八六九年には、東北地方をM八・三の巨大地震（貞観地震）が襲い、大津波により多くの人命が失われました。そのため、京の疫病とともに東北の

大津波の被害の沈静を祈願したとも伝えられています。私ども（財）霰天神山保存会が運営する霰天神山も七月一日の「吉符入」で始まり、「くじ取式」、「清祓い」、「山建・山鉾巡行」を経て、七月三十一日「疫神社夏越祭り」でしめくくりとなります。

霰天神山は、永正年間（一五〇四年〜一五二〇年）に京都が大火にあつた時、時ならぬ霰が降り、猛火はたちまち消えたが、その時に霰とともに一寸二分（約三・六センチ）の天神像が降りてきたため、これを火除けの神様として祀ったことが起源とされています。宵山には町内の子供たちが、「雷（らい）よけ日よけのお守は、これより出ます・・・」とうたいながらお守り授け（与の受付）をします。

町会所では、前懸、後



懸、胴懸、角房掛、山の飾り付け等で飾られ、町内で清
被いなどの行事が行われます。また、こうした装飾を背
景に、粽やお守り授与の受付が設けられ、毎年たくさん
の人が参拝に訪れます。

特に今年も、長刀鉾に続く「山一番」をひき当てるこ
ともあつて例年以上の人が訪れました。

山の装飾は、正面欄縁上に朱の鳥居、紙垂れ付きの榊
と紅梅、天神の社殿を載せています。水引の代わりに、
左右と後の欄縁の上に廻廊が巡らされ、山全体を引

き締めています。ま

た、前懸は、十六世

紀にベルギーで製

作されたタバスト

リー（毛織）で古代

ギリシャ神話の

「イーリアス」の物

語が描かれていま

す（平成二十一年復

元新調）。左右の胴

懸は、上村松篁原画



による「白梅金鶏図」（昭和六〇年新調）と、上村淳之原
画による「銀鶏図」綴織（平成一四年新調）と、上村親
子の原画を下絵にした花鳥綴織で、後懸けには「紅地雲
龍宝尺図」（平成二十一年復元新調）を掛けています。

こういった祇園祭の装飾品が、品質よく手入れされ、
維持されてきたのは、祇園祭が、支配階級でなく、たゆ
まぬ向上心と情熱をもった私たちの先輩である町衆が祭
りを担ってきたからだと思われま

す。最後になります。

今年の祇園祭では、そ
の準備の段階から、世
界人権問題研究セン
ターの職員のみなさん
に参加をいただきました。
た。

今後とも天神山町の
町会の一員として、霰
天神山をともに盛り立
てていただきますよう
お願いします。



パーキングパーミット制度 をご存知ですか？



京都府健康福祉部高齢社会対策監

山口 寛士

京都府では、去る9月1日から「京都おもしろいやり駐車場利用証制度」がスタートしました。

これは、高齢者や障害者など、歩行が困難な方に駐車場（パーキング）の利用証（パーミット）を交付するとともに、車いすマークの駐車場には「おもしろいやり駐車場」であることを示すステッカーを掲示する仕組みです。

この仕組みは海外ではパーキングパーミット制度と呼ばれ、国によっては厳しい罰則がある制度ですが、日本ではユニバーサルデザインを推進するための一つの施策として佐賀県が最初に導入され、その後西日本を中心に19の県に広がっています。

京都府では平成21年8月に「みんなでつくる『あったか京都』指針」（京都府ユニバーサルデザイン推進指針）を策定し、ユニバーサルデザインの推進に取り組んできたところですが、その取組の一環として、近畿で初めてこの制度を導入しました。

これまでから、公共施設や商業施設などには、車いすマークのついた駐車場がありました。が、車いすマークが付いていることで、車いす利用者しか駐車できないように思われ、内部障害や難病などの方が利用しにくかったり、一方では歩行に支障がない方が駐車されるマナー違反などの課題がありました。そもそも、車いすマーク駐車場は、乗り降りの際に大きくドアを開ける必要がある。肢体不自由の方が最優先で利用いただくためのものではありませんが、その他にも杖を使っている高齢者の方なども御利用いただくことができます。

今回、駐車して良い方を明確にすることで、駐車場の適正利用が進むとともに、障害者や高齢者、妊産婦、難病患者など、これまで外出しにくかった方が社会参加しやすくなることを目指しています。誰もが外出しやす、い、と言うことは御本人の楽しみが大きくなりますし、家

族も含めて外出する機会が増え、ひいては観光や経済にも好影響があると期待しているところだ。

このように、大変良い制度であるパーキングパーミット制度ですが、先行して実施されている県では、この制度が進むことによって、これまで車いす駐車場を利用してきっていた方が、利用しにくくなったという状況があるそうです。京都府では、制度導入にあたり、こういった課題を踏まえ、幅の広い駐車場でなくても車の乗り降りは可能だけれど、歩行が困難なため建物の出入り口に近い場所への駐車場確保が必要な方のために、普通の幅の駐



車場を「プラスワン駐車場」として設置できるように、公共施設や商業施設に協力をお願いしているところだ。

京都市内など都市部では駐車場の確保自体が難しい状況もありますので、公共交通機関の利用が可能な方は市内への車の乗り入れを控えるパーク&ライドなども「おmoi-yari」という面ではユニバーサルデザインの考えかもしれません。お互いを思いやることで、よりみんなが暮らしやすい京都になれば良いと思っています。

間もなく、京都では「国民文化祭」が開催されますが、より多くの方にお越しいただけるよう、他県の利用証をお持ちの方も京都市内のおmoi-yari駐車場が利用いただけるようにしています。また、全国で同様の制度を導入している府県では相互利用が進むように、検討を始めています。

今後、この制度が全ての都道府県で取り組まれ、国レベルでの制度化が進むことを願っていますが、将来は海外のパーキングパーミット制度とも相互利用が可能となり、世界中にお互いを思いやる気持ちが広がって欲しいと思います。

アジア諸国と人権 (その二七)



研究センター所長
京大名誉教授

安藤 仁介

前回申し上げたとおり、今回はタイの第一回報告書の審査後に自由権規約委員会が採択した総括所見の指摘のうち、(1)南部に布かれた緊急事態宣言または戒厳令、(2)ビルマ(ミャンマー)との国境近くに設置された難民キャンプ、(3)売春に関連するHIVエイズ、の三事項と、いわゆるタクシン派、反タクシン派の対立の計四つの問題を検討しておきましょう。

まず、タイの政治史でご説明したように、近世の西欧諸国の進出の結果、東からのフランス、西と南からの英国の圧力に抗して、タイは何とか独立を維持しましたが、その代償にマレー半島の南部四州を英国に譲渡しました。

この地域の住民は八割がイスラム教徒であり、民族的にマレー系であることも手伝って、仏教中心の中央政府の影響を嫌い自治拡大を求め、それが時にタイからの分離独立運動に発展することもあったのです。これに対して中央政府は二〇〇五年七月、上記の戒厳令を布いて、三万人の軍と一万人の警察官を派遣しました。それにもかかわらず、海兵隊員の殺害や仏教寺院の襲撃などの事件が起きています。こうした状況下では自由権規約も、締約国が「事態の緊急性が真に必要なとする限度において」規約に基づく義務から離脱する措置をとる(たとえば移動の自由の制限)ことを認めています。しかしその場合にも、恣意的な生命の剥奪や拷問の禁止など、いくつかの基本的な人権を守る義務は存続しますので、委員会はその点についてタイ政府が行き過ぎないように注意を求めたのです。

つぎに、軍事独裁政権の強権支配から多数のビルマ人が国境を越えて避難を続け、タイ政府も国連の支援を受けて、国境近くに難民キャンプを設置しています。難民の中には、反政府運動家のほかにビルマ南東部で政府軍と戦うカレン族などの少数民族の出身者も含まれていま

す。しかし、難民キャンプで生まれた子供には原則として国籍が与えられず、またタイ北東部の山岳地帯に住む少数民族の中には親が出生届を出さないので国籍を持たない子供もいます。人権保障のためには「国籍」はきわめて大切な要件ですから、委員会はタイ政府がしかるべき措置をとるよう促したわけです。

三番目に、タイでは徐々に規制が厳しくなっているにもかかわらず、売春が全面的に禁止されているわけではありません。そして衛生管理の不備が原因で、HIVエイズに感染する患者が後を絶ちません。これは遺憾なことに、アフリカ南部の諸国ほか多くの途上国で見られる現象です。とりわけ、先進国では発病予防薬が開発されて「死に至る病」の懸念は減少したものの、途上国では薬価が高額なため懸念は解消されず、国連事務総長の呼びかけで予防薬購入基金が設立されたほどです。タイでも、遅ればせながら対策は手がけられています。委員会はこの問題やDVなど、女性の人権保障へ向けた一層の努力をタイ政府に要請したのです。かつて「売春ツアー」で悪名をはせた日本にとっても、これは他人事ではありません。

最後に、はじめに触れたとおり、タクシン派と反タクシン派の対立は、現在のタイが抱える大きな政治問題であり、そのまま人権に繋がる問題でしょう。この前の選挙でタクシン派の「国民貢献党」が大勝利を収め、タクシンの末妹であるインラック女史が首相の地位に就きました。当のタクシンは、汚職罪の確定判決執行を免れるため、海外逃亡生活を続けていますが、かれの人気を支えているのは、タイの政治がそれまで注目してこなかった農村や都市の貧困層の福祉政策を積極的に進めた実績にある、といわれています。これは反タクシン派が民主主義を強調するインテリ層や都市の中間所得層に多いことと対照的です。たしかに民主主義にとって、タクシンが首相時代に試みた強権的な政治手法は好ましいものではなく、ある意味でポピュリスト的と非難されるのも止むを得ないでしょう。他方で、民主主義がより多くの有権者に支持されるためには、大衆にとって納得できる政策が打ち出されることも必要です。「民主主義の下では、国民は自分たちに値する政治しか持つことができない」という言葉を、私たち日本人も自分自身の問題として噛み締めなければなりません。

育児をめぐる男女の責任



研究センター嘱託研究員

大阪女学院大学大学院21世紀国際共生研究科教授

西井 正弘

最近まで放送されていた本年度前半のNHK朝の連続テレビ小説「おひさま」では、主人公陽子は、第二次大戦直後、復員してきた夫との間に、女の子を授かり、その育児と仕事の両立の問題が描かれていた。戦後の小学校教員として乳飲み子を抱えて働き続けていた時期には、夫が昼休みに赤ん坊を背負い、小学校まで授乳のために連れてくる場面もあった。また、教員を辞めて後、会社の事務員として働く場面では、赤ん坊を職場に連れていき、同僚の視線を気にしながら働く様子も印象的であった。さらに、家では、元の教え子に対し個人授業を行う

場面なども登場した。このドラマのすべての回を見たわけでもないし、また結末も知らないのですが、脚本家の意図を誤解しているかもしれない。しかし、私には、戦後の家族を描いていながら、極めて現代的なテーマが扱われているように思われ、「仕事と育児の両立」というメッセージは十分理解することができた。

二〇一一年は、男女雇用機会均等法の施行(昭和六一年)から二五年目に当たり、またこの法律に規定されていた育児休業を別個独立させて、男女労働者に適用される育児休業を内容とする育児休業法(平成三年。平成七年からは育児・介護休業法)が成立してから二〇年になる。また、ILOが、一九八一年「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約」(第一五六号条約)および「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する勧告」(第一六五号勧告)を採択して、三〇年になる。そのような記念すべき年に、育児の問題を少しばかり考えてみた。

私自身は、育児に積極的に関わったという意識も記憶もほとんどないし、いつも配偶者からその事実を指摘されてもいるので、大きなことは言えない。しかし、育児

の問題を考えてこなかった訳ではない。自分が子どもだった頃(約六〇年前)、家庭には、祖母がおり、また主婦としての母がいたので、父親は目に見える形で「育児」に参加していたようには思えない。そのためかも知れないが、自分が子どもを持った時期には、家には専業主婦の妻がいたこともあって、仕事と家庭を別々に担うという「性別役割分担意識」にとらわれていたのだと思う。

日本が一九九五年に批准したILO第一五六号条約(家族的責任条約)第三条では、男女労働者が職業に従事し、あるいは職業に従事することを希望する場合には、「差別を受けることなく、また、できる限り職業上の責任と家族的責任との間に抵触を生ずることなく職業に従事する権利を行使することができるようにすることを国の政策の目的とする」と謳われている。それまでの一九五六年のILO第一二三号勧告が、仕事を持つ女性の雇用を対象とし、女性の家族的責任と仕事との両立について規定していたのに対し、一九八〇年代においては、育児を含む家族的責任の問題は、男女労働者に等しく適用されることになった。保護の対象としての女性から、雇用と育児における男女平等という考え方に社会の意識が

変化したことを反映している。

しかし、法は整備されても、社会変動や経済状況による労働環境の厳しさや、家族の在り方の変化によって、育児を担う父母の間に負担の違いが生じていることは、育児休業の取得率の男女差の大きさからも明らかである。女性の就業率が高まるに伴い「仕事も家族的責任も」という重い負担が女性に担わされているという指摘もある。また、核家族化しながら、保育園の充実が遅れている現状では、子どもの急病や怪我に対応することも、両親、特に女性に大きな負担を課している。老人の介護の問題も、同じ問題を孕んでいることも、頭では理解できる。では、「どうすればよいのか」となると、家族の一員として、できる限りのことをしようということに留まってしまう。家庭と仕事の両立ということを目的としつつ、育児という将来の世代を育む最も重要な役割を果たしていく男女を支援する態勢を整えるよう、政府、企業や家族はもう一度育児の在り様を見つめ直す時期でないだろうか。子ども手当か、児童手当かという争いではないと思う。

寺社への墨書は落書きだったか — 歴史的なものの見方とは —

研究センター嘱託研究員
京都市歴史資料館非常勤嘱託員

野地 秀俊

少し前の話だが、二〇〇八年七月二十四日付の京都新聞朝刊に次のような記事が掲載された。一八〇〇年前後、近江の長命寺で、巡礼者がお堂に落書きした際の詫び状が見つかった、というものである。本来、この記事は、長命寺に伝わった古文書が滋賀県の指定文化財に指定されたことを伝えるためのものであったが、この一ヶ月ほど前に、イタリア・フィレンツェのサンタ・マリア・デル・フィオーレ大聖堂に多くの日本人観光客が落書きをしていたというニュースが世間を騒がしていたために、時事問題に絡んでの紹介となったのである。そして、この記事にはもう一つ、大阪の地下鉄御堂筋線の排気塔に大きな落書きが見つかったという記事が添えられ、「今も

昔も悩みは同じ…」という小見出しのごとく、「昔から日本人は困ったものだ。」というニュアンスがにじみ出ているのである。

どうも世間では、社会問題になるような事柄に対して、歴史を掘り返し、「日本人は昔からこうだった」的な思考が安易にされているように思えてならない。文化は、その時代時代によって変化し消長するものであり、人々のものの見方、考え方も同様である。江戸時代の長命寺で落書きとされたものと現代の落書きを同質のものとして扱うのは正しいことなのだろうか。

実は、長命寺と同じ西国三十三観音霊場である清水寺を描いた参詣曼荼羅と呼ばれる絵画に、落書きしているように見える場面が描かれている。「清水の舞台」で有名な本堂の右上にある鐘樓の柱に何かを書き付けている人物(行者?)がいるのである。また、同じく西国三十三観音霊場である葛井寺や善峰寺、成相寺の参詣曼荼羅にも、本堂の柱に何かを書く巡礼者・僧侶が描かれている(長命寺を描いた参詣曼荼羅もあるが残念ながら同様の場面はない)。参詣曼荼羅は、多く十六世紀から十七世紀にかけ

て制作され、寺社の縁起や靈験に関わる人や物のほか、当時の参詣人の姿を生き生きと描いている。つまりは、参詣にまつわる習俗として寺院内の建物に何かを書き記すという行為があったことが知られるのである。

また、実際に書き記したものが残っている事例としては、宮津の文殊堂(智恩寺)内陣の柱に室町時代の年紀や法名など多数の墨書が赤外線調査により発見されていたり、近江の百済寺の調査では、江戸時代の墨書が多数発見されている。また、墨書ではないが、中世「石不動」として知られた鹿苑寺内の不動堂の石室には、南北朝期の年号をはじめ無数に「彫られた」名前などが発見されているし、私が発見したものでは、奈良の元興寺極楽堂の柱にやはり「彫られた」寄進状などもある。そして、江戸時代の人による海外遺跡への落書きとして知られているカンボジア・アンコールワットの柱の墨書は重要である。その内の一つ、森本右近大夫が残した墨書には、彼が両親などの菩提を弔う目的でアンコールワットに参詣をした旨が記されており、その他の例とも考え合わせると、寺社への墨書は、単なる落書きではなく、参詣し

た証しと神仏との結縁を願う宗教的営為だったといえるのである。これは、観音霊場における巡礼札を建物に打ち付けるという行為と同じ意味を持ち、直接名前を書くという点において、より神仏との強い結縁を望んだ所行でもある。これらのことを踏まえれば、長命寺の巡礼者の墨書が、いたずら目的の落書きでなかったことは自明のものとなる。

ところが、先の長命寺の詫び状では、巡礼者の墨書は「楽書」とされており、巡礼者の信仰と寺社側の意識に多少の温度差あったことは確かである。それでも、寺社側もそれが宗教的営為とわかっていながらの禁止であり、巡礼者の排除という厳しい態度までは表さなかった。そして、現在の御朱印帳のような折衷の方法が結果としてあるのだと思う。落書きを忌避する側の意識も、必ずしも我々と同質のものではないのである。

ちなみに、「落書」という言葉自体が、もともとは「らくしよ」と読み、匿名の告発文や批判文を指していたことが、先学によって明らかにされている。現在と過去を比較することは単純ではないのである。

著書『ルポ 在日外国人 の反響』



研究センター嘱託研究員
近畿大学非常勤講師

高 賛侑（コウ・チャニユウ）

本を書くときに思いがけない反響に出会うことがある。私は昨年、『ルポ 在日外国人』（集英社新書）を上梓した。今や200万人をはるかに超える在日外国人が直面している就職、在留権、DV、参政権、教育などの諸問題について、2年間の取材をもとに書き下ろした書である。

幸い、様々なメディアで書評に取り上げられたのだが、今年4月に「日本著作権教育研究会」から「著作物利用

許諾のお願い」が届いたのには驚いた。久留米大学法学部の入学試験問題で同書を二次利用したので承諾いただきたい、という内容だった。

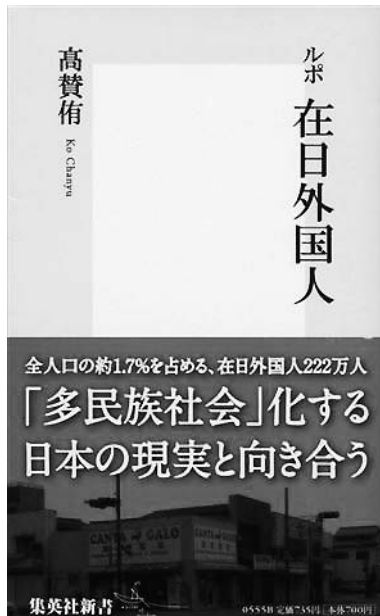
しかも後日、送られてきた見本を見ると、同書の外国人学校差別制度の部分が4ページにわたって引用され、問3「なぜ外国人学校はそのような差別を受けているのか。日本の制度と外国人学校側の態度の両方から、80字以内で説明しなさい」、問4「ある国から別の国に移住した人やその子孫は、出身国と移住先のどちらの国に帰属するのだろうか。本文（1）、（2）の内容をもとに考察し、300字程度で自分の見解を述べなさい」というきわめて真摯な問題が提示されていた。

私は在日外国人の被差別状況の中でも、とりわけ子ども民族教育権とアイデンティティ疎外の問題に最も危惧を抱いてきた。それゆえ大学入試において、まさにその部分に焦点を当てた問題が出されたことに驚きもし、光栄にも感じたことだった。

在日外国人問題が日本でさほど社会的関心事となっていない現状では、受験生にとってかなり難問だったかも知れないが、法学部を志した若者たちが関心を向ける契機となってもらえれば幸いと思う。

ついでながら、本書の反響で最もうれしかった出来事は、若い女性ライターが本書を読んだ後、外国人支援運動の拠点である「移住労働者と連帯する全国ネットワーク」(移住連)を訪ねて「ボランティア活動に参加したい」と申し出たということだった。また非常に権威あるジャーナリズムの賞に、どなたかが推薦してくださいましたという話も出版社から伝わってきた。

取材と執筆に要した2年間は相当厳しい体験だったが、こうした反響に出会うと、苦労は無駄ではなかったという実感を噛みしめることができる。



アジア・カップ 国際法模擬裁判



武蔵野大学客員教授

西立野 園子

猛暑が一息ついた8月22日と23日、外務省主催のアジア・カップ国際法模擬裁判がアジア諸国の学部学生が参加して開催された。この大会は、人権・人道の国際法にかかわる架空の係争を題材として書面陳述や弁論能力を競うものである。その趣意は、将来広くアジアにおいて活躍することが見込まれる学生を招待することで、国際人権・人道法の知識の普及及び理解を増進し、アジア地域における人権意識の中長期的な向上を図ると共に、国際法関連分野における人的ネットワークの形成および拡充も視野に入れるものである。2003年の第1回目の

大会から数えて今年は9回目を迎えたが、書面審査を勝ちぬいた8カ国（マレーシア、タイ、ベトナム、中国、インドネシア、フィリッピン、シンガポール、日本）10大学の間で、英語による白熱した競技が行われた。その結果、シンガポール代表が5度目の優勝を果たした。

今回のテーマは、留学生が滞在国で放火未遂の科で2日間勾留された間、猿ぐつわ、手錠その他で身動きできない状態に置かれたことについて、容疑者の本国による外交的保護権の発動を経たうえで、両当事国が国際司法裁判所に拷問禁止条約違反および人権に関する国際義務違反に関して提訴したというものである。私は裁判官として昨年に引き続き参加したが、驚いたことが2つある。まず彼らの英語力の素晴らしさにはショックに近いものを受けた。原告あるいは被告として原稿を見ないで、しかもわれわれ弁論裁判官が途中で何度も質問をするのに即答しながら、一人約15分にわたってまさに丁々発止というか「滔々」と主張を述べるのであった。もちろんシンガポールや香港、あるいはフィリッピンの大学生については国の歴史からさもありなんと首肯されるが、その他の国の学生の英語力も彼らにひけをとらないのである。大会後の懇親会でいくつかの国の代表と個人的に

話すことができたので、どのように英語を勉強したかを聞いてみたところ、タイやベトナムでは幼稚園、小学校から英語が必須になっているという。日本にもようやくその動きが出てきたものの、英語の早期教育の是非論が識者の間で盛んにたかかわられていたのは比較的記憶に新しいことを思うと遅れをとった感を否めない。日本の学生が本大会では過去なかなか優位に立つことができなかったのも致し方ないかもしれない。しかしそうした日本側のうっ憤を晴らすかのように今年には京都大学が3位に入賞を果たし、個人部門でも日本人が2位に入賞したのは、やはり嬉しく、頼もしく感じた。

もう一つ意外だったことは、アジア・カップの模擬裁判のレベルは内容的にかなり高いのだが、学生たちの話では、彼らは必ずしもそれぞれの母国で、人的、物的両面において国際法および国際人権法の十分な教育の機会を得られていないという。そこで自ら図書館で外国のテキストを読み、インターネットで国連文書をダウンロードし、またCNNなどで世界の人権状況を勉強したのだというから感心する。こんなふう努力して国際法、国際人権法を積極的に学ぼうとするのは、日本に招待の機会を与えられるアジア・カップ国際法模擬裁判がインセ

ンティヴになっているということであった。

ところでアジア諸国の人権条約の批准状況は、欧州、米州、アフリカと比較してもっとも低い。今年のテーマに関係のあった拷問禁止条約に加入していない参加国が3カ国（マレーシア、シンガポール、ベトナム）、自由権規約に加入していない参加国も3カ国（中国、マレーシア、シンガポール）あった。こうした国々の学生は初めてこの機会に「拷問の禁止」がユース・コーゲンスであること、また「非人道的な又は品位を傷つける取扱い」とはどういうものかということ、あるいは「身体の自由」の重要性について深く学んだことであろう。そういう意味でこの大会は人権教育における国際協力の役割を果たしていると言えよう。またこのアジア・カップに参加した若者たちが、将来それぞれの国で、様々な立場から国際人権法の普及に貢献するであろうことが期待される。アジアは広大で多様性に富み、共通のアジア人権条約、人権委員会、人権裁判所を創るのは他大陸に比べて困難であると言われているが、こうした機会を通じてお互い刺激を受け、理解し合い、共通の人権基準作成の実現に向かっていくであろうという希望も感じた2日間であった。

「子どもの権利」から、 「若者の権利」へ

研究センター嘱託研究員
大阪市立大学大学院教授

阿久澤 麻理子

近代市民革命を経て成立した「人権」概念が、本来の意味で普遍性を獲得するには、差別や抑圧による排除を受けてきた人びと（マイノリティ）による、異議申し立てと人権獲得のための運動を経る必要がありました（もちろん、これは現在進行形でもあります）。「市民」に権利がある、といいながら、そこから公然と排除される人びとがいる限り、人権は普遍であるとはいえません。

一方、「市民」とは誰か、という問いには、「マジョリティ社会に対するマイノリティ」とは別の視点からもアプローチが可能です。例えば「子どもの権利」は、「人間が

一生どのライフステージにあっても、権利を有する主体である」という考えかたに根ざしています。子どもだから半人前の権利なのではありません。またその上で、子どもには大人とは異なる満たされるべきニーズがあります。子どもの権利条約は、世界でもっとも批准国が多い国際人権条約ですが、それはこうした考え方を世界中の人びとが共有しているからにほかなりません。

一方、子どもの権利条約上の「子ども」とは、18歳までに限られています。はたしてそれでもいいのかと最近考えるようになりました。現在多くの先進国で、「若者」の教育（学校）から就労（社会）への移行の困難が共通課題となっているからです。

学校に通学せず、就労せず、職業訓練にもつながっていない若者について、2004年の『労働経済白書』が52万という試算を発表し、日本でもNEETという言葉がマスコミをにぎわして以来、若者を支援するための様々な施策や事業が始まりました。2009年には、「子ども・若者育成支援推進法」が成立しています。

グローバル化によって、地続きとなった市場の中で、

競争を勝ち抜くためには高い知識と技術が必要だと、各国では競争型の教育改革が行われましたが、競争によって教育段階での選別は激化しました。高校を中退したり、進路が決まらないままに卒業せざるを得ない若者は、大変な生きづらさに直面しています。

一方、高等教育へ進学者も各国で急増していますが、その先に待っているのも、厳しい雇用環境です。正規労働者の道は狭く、たとえ就職しても、少数の正規労働者が支える職場の労働環境は大変に厳しい、そして受け入れる企業の側にも以前のような人を育てる余裕がなく、即戦力として期待されてしまいます。職業経験のない若者は圧倒的に不利な立場に置かれます。

筆者自身、大学の学部生・卒業生に接しながら、ここ数年の厳しい雇用環境、自己選択・自己責任社会のなかで、恐れ、迷い、社会に出ることを踏みとどまってしまう若者が、確実に増えていることを痛感してきました。ちなみに、2007年の就業構造基本調査によると、就職希望を持っていながら、具体的な求職活動をしていない者、就職希望自体を表明していない者（15〜39歳）は

約82万人でした。

こうした時代にあつて、若者の「生きづらさ」（それは大人の生きづらさでもあるはず）を解決していくこと、若者自身のエンパワメントのための取り組みが求められているの言うまでもないでしょう。とりわけ先進国共通の課題として、「子ども」だけでなく、「若者」が人権上の重要な対象集団になっていくのではないかと、感じています。

ちなみに、青少年育成施策大綱（2003）は、「若者」を思春期（中学生からおおむね18歳まで）と青年期（おおむね18歳からおおむね30歳未満まで）の者と定義しましたが、若者の就労支援や自立支援を行う諸機関の対象年齢の上限はアップしています。現在概ね39歳。44歳まで延ばそうという議論もあります。「若者」とは年齢というより、教育を終えてから、就労し経済的に自立・社会に参画するまでの期間をさしているのです。この期間が伸びていること、そして、この期間を過ごすのが、いっなくなるといっていい時代であることの意味を、考えていく必要があるのではないのでしょうか。

研究部の取り組み



研究センター研究第三部長
京都造形芸術大学客員教授

仲尾 宏

「定住外国人問題の研究」をテーマとする第三部では、近年の日本社会の多文化化、つまり定住外国人の多様化の進展にともない、研究テーマも多彩になり、また必要とする現場報告もあらたな課題の把握のためにさまざまな報告をとりいれる必要があります。この部では以前からも本研究会に属していない外部の研究者や現場で活動しているボランティアの人にも報告をお願いし、またこの一く年の場合もあとで述べるように、それらの報告が重みをもって研究対象の一翼となっています。

また二〇一〇年は「韓国併合」という朝鮮半島における日本の帝国主義支配のエポックを画する年から百年に

あたる年のため、センターの内外にわかりやすい方法でこの問題の意味するところを知っていただくために、二〇一〇年一〇月に「京都ヒューマンフェスタ二〇一〇」の本センターにかかわる部分の企画と運営をにないました。「京都テルサ」で開かれたその企画はまず第一に在日コリアンの歴史と現状をえがいた映像作品『戦後在日五〇年史―在日・第一部』『朝鮮の子』『出会い』の三作品を鑑賞しました。ついで「在日韓国・朝鮮人の一〇〇年と京都」をテーマにシンポジウムを開催しました。その司会は本研究部客員研究員の水野直樹氏がつとめ、パネリストとして李愚京さん、朴実さん、康玲子さんの三人をむかえてそれぞれの一、二、三世としての生活体験と地域や仕事での日本人との関わりなどが話されました。またロビーでは京都と朝鮮・韓国ゆかりの地や在日コリアンの歴史・生活の写真・パネルを展示（中山和弘氏制作）、水野氏と仲尾がギャラリートークをしました。これからの日本社会のあり方と在日の人権を考える上で市民の方々によい情報を提供できた、と思っております。（本誌第六六号の記事参照）

研究会は毎月一回（八月を除く）開催しています。二

○一〇年四月〜翌年三月の報告テーマは以下の通りです。総じて言えば、京都地域およびその周辺での定住外国人の研究がようやく軌道にのり、その課題の整理と資料の蓄積をどのようにすすめるか、が次の課題であることが見えてきた段階である、といえましょう。

・二〇一〇年四月「京都の伝統産業における在日コリアンのネットワーカー―京友禅産業従事者を事例に」(安田昌司・以下いずれも敬称省略)

・同五月「一九二〇年代初期における朝鮮人女性の自主共済事業と内鮮融和―金朴春と『朝鮮職業婦人救済会』をめぐって」(杉本弘幸)

・六月「大きく変わる外国人法制について―『外国人住民に係わる住民票』を中心に」(趙慶済)

・七月「戦前期日本農村における朝鮮人農民と戦後の変容」(安岡健一)

・九月「韓国併合一〇〇年関連の諸行事に参加して」(仲尾宏・水野直樹)

・一〇月「在日ブラジル人学校の現状と今後の動き」(リアン・テルミ・ハタノ)

・十一月「日本の外国人労働者」(李洙任)

・一二月「本部会の共同調査研究『京都の朝鮮人』資料調査中間報告」(松下佳弘・宮本正明)(本調査については適当な時期に冊子として刊行の予定)

・二〇一一年一月「中央アジアのコリアンの歴史と現状―『訪ねる旅』レポート」(飛田雄一)(注) 中央アジアには約三〇万人のコリアンが移住を強制されて在住している。

・二月「私のおいたち」(李愚京) 本報告は先述のシンポジウムでの報告をさらに深めたもの。発題者は西陣地域在住の一世で元民団京都府本部団長。元京都韓国学園理事長。

・三月「在日朝鮮人帰国協力日本国民使節」の朝鮮民主主義人民共和国訪問(一九六〇年三月)―記録映像『日本から来たお客さん』の上映をかねて―(宮本正明)



長島愛生園歴史館



長島愛生園は1930年（昭和5年）11月、瀬戸内海の長島（岡山県）に開設された、日本初のハンセン病国立療養所である。「島」といっても本土とわずか200メートルの距離にあるのだが、あえて不便

な島に療養所がつけられたこと自体が、日本におけるハンセン病政策を象徴している。戦前からの官民あげての「無らい県運動」等、徹底した隔離・収容政策により、ハンセン病（当時は「らい」）を患った人たちは故郷から引き離され、療養所に入所した。入所者の多くは家族と縁を切り、偽名を名のらざるをえなかった。

ハンセン病患者の「終生強制隔離」を決定づけたのが、退所規定のない「らい予防法」（1953年）である。この法について、各地の患者たちは命がけで「予防法反対闘争」を行ったが、これは日本における障害者・患者運動の先駆である。しかしその訴えは実らず、予防法は施行された。このとき国会で「隔離は必要」とする証言

を行った一人が、医師であり愛生園園長であった光田健輔である。ハンセン病は感染力が微弱で、既に治療薬の存在も知られていたにもかかわらず、である。隔離は継続し、さらに入所者が園内で結婚した場合、強制断種（強制妊娠中絶）を求められた。

ハンセン病は1950年代以降、「プロミン」によって治癒する病気となり、患者は「元患者（回復者）」となったが、らい予防法は1996年まで継続した。社会の差別・偏見という壁は厚く、それを打破する政策も行われない中、回復者の大半は故郷に帰ることも「社会復帰」も叶わなかったのである。

人権問題としてハンセン病の歴史から学ぶ

ハンセン病が人権問題として広く周知されるようになったのは、ここ十年のことであろう。回復者の一部が起こした国家賠償訴訟において、2001年5月の熊本地裁は原告側勝訴の判決を下した。隔離政策によって（元）患者に「人生被害」をもたらした国の責任が、公に認められたのである。だが既に回復者の平均年齢は80歳近く、そ



の後「社会復帰」を遂げた人はごく少数である。さらに2003年に熊本の黒川温泉で起こったハンセン病元患者宿泊拒否事件が示すように、差別は決して過去の話ではない。

2009年に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が成立したが、その目的の一つは「ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及啓発」である。歴史の証人が次々とこの世を去っている今、かれらが生きてきた道のりを記憶し、歴史から学ぶことが強く求められる。それは病者への差別や、科学的根拠のない風評に基づく排除等、現代の人権問題を考えることにもつながるであろう。

愛生園「歴史館」と常設展示

ハンセン病問題の歴史を後世に伝える場が求められていた中、愛生園歴史館は2003年にオープンした。ハンセン病に関する資料館としては東京の多磨全生園における国立ハンセン病資料館（1993年）に次ぐものである。

歴史館は1930年の開園当初に建設され、長らく「事務本館」と呼ばれてきた建物を改修したものである。パンフレットでは、「ハンセン病と愛生園の歴史を伝えると共に、偏見や差別のない、誰もが住みよい社会を創造するために」警鐘を鳴らすことが目的であると記され

ている。なお、歴史館開館以前にも、愛生園の入所者が自主的に古い資料・史料を収集し、保管してきたが、その努力は現歴史館の展示に生かされている。

1階の常設展示室では開園以来の歴史がわかりやすく、多くの史料とともに展示されている。園内でのみ使える通貨「園内通用票」は、入所者の脱走防止が目的であった。視覚障害のある入所者が結成した「青い鳥楽団」の楽器（手先に麻痺が残るため工夫を加えたハーモニカ等）、「人間回復の橋」として本土と長島の架橋（1988年に実現）を求める運動の写真、明石海人など愛生園に生きた作家の展示等も印象に残る。

ひととき目を惹くのが、昭和30年代の愛生園全体を概観できるジオラマである。これは当時の入所者がコツコツと自作したものであり、正



確に当時の様子が表わされている。

生き抜いた人たちの声を後世に伝える

2階にあがると、南向きの窓から美しい瀬戸内海が見える。2階には入所者である「語り部」たち（現在、20人程度）の声を視聴できる第二展示室がある。かれらは顔と名前を晒して、自らのおいたち、入所時の思い、園での生活や出来事、現在の思いなどを率直に語っている。入所時期や家族等の状況、後遺症、現在の思いにしても、まさしく多様である。こうした証言に耳を傾けると、「患者／回復者」としてひとくくりできない、一人ひとり

の「生」があることが実感できる。常設展示室の出口に次のパネルが掲げられている——「考えてみてほしい。療養所に納骨堂があることの意味を」。



歴史館を出て海沿いの道を歩くと、万霊山という小高い丘があり、そこに納骨堂がある。ここには園内で生き、永眠した数千人の霊が眠っている。入所者が亡くなっても、遺骨を引き取る者はほとんどいなかったためだ。

日本国内のすべての国立ハ

ンセン病療養所に火葬場や納骨堂がある。通常の医療機関ではありえないことだ。「療養し、回復すれば出る」はずの療養所が、「ここから出られない」場所であったことを端的に示している。そのような「療養所」を、誰が必要としたのだろう。裁判は隔離政策を行った国の責任を認めたが、かれらを見えない場所に追いやって忘却したのは、わたしたち一般の人々でもあった。

愛生園（歴史館）へのアクセス

筆者は1998年から毎年、入所者の一人を訪ねて長島愛生園を訪問している。京都から新快速で播州赤穂へ向かい、赤穂線に乗換え、「日生（ひなせ）」駅で下車。そこからタクシー40分ほどで愛生園に到着する。一昨年までは赤穂線「邑久（おく）」駅からバスで到達できたが、昼間の便が廃止されてしまった（帰路は午後5時台にバスを利用することができる）。愛生園に入ってすぐのところ

で降りれば、左手の小高いところに葛のからまる「歴史館」が見える。「歴史館」は午後1時から4時まで、月・金曜が休館日。事前に申し込めば学芸員による説明も聞くことができる。ぜひ一度、足を運んでみてほしい。

*所在地 岡山県瀬戸内市邑久町虫明6539

連絡先：0869-2510321（代表）

（研究センター研究第5部専任研究員 松波めぐみ）

京都府人権啓発フェスティバル「京都ヒューマンフェスタ2011」参加企画 「性差別の根源を探る－穢れ、女人禁制の地をたずねて－」

研究第4部 部長 谷口 真由美

2011年10月16日に、「平成23年度人権啓発フェスティバル京都ヒューマンフェスタ」（主催：京都人権啓発推進会議、京都人権啓発活動ネットワーク協議会、京都府）が開催されます。このフェスタでは、毎年、府内で活動しているNPO法人の活動紹介や、人権関連団体の企画展示等が行われおり、府民の皆様には人権について理解を深めていただく機会の一つとなっています。

昨年度は、当研究センター研究第3部（定住外国人の人権）が、「『韓国併合』100年と在日韓国人・朝鮮人」をテーマに、写真展示、シンポジウム、映画上映などを行いました。本年度は、研究第4部（女性の人権）が「性差別の根源を探る－穢れ、女人禁制の地をたずねて－」をテーマに、写真展示およびギャラリートークを行います。

研究第4部は、本年度は「穢れ」の歴史に着目し、現代社会におけるジェンダー差別が、穢れの思想や慣習等とどのように結びついて発展してきたのか、その相関性を紐解いていくことを共同研究テーマとしています。今年の夏には、共同研究の一環として、現在でも女人禁制が続いている大峰山に赴き、護持院の住職、登山者、周辺住民へのインタビューや、資料館での資料収集等を通して、女人禁制を守る人々の意見を幅広く収集することに努めました。女性の入山を拒否しつづけるこの慣習は、女性に対する差別の一形態ということが出来ます。また、女性差別撤廃条約や男女共同参画基本法等と照らし合わせてみても容認し難いものといえます。

当日は、大峰山における女人禁制の歴史を中心に、現地の写真や女人結界の象徴である「結界石」の展示を行います。さらに、ギャラリートーク（14:00～14:30）では、女人禁制の歴史に関する専門家である、当研究部の源淳子嘱託研究員から、写真や結界石の説明に加え、女人禁制の背景に潜む穢れの思想と、現代の性差別との関連性について解説を行います。みなさまのご参加、お待ちしております。

◎日 時：2011年10月16日（日）10:30～15:30

◎会 場：京都テルサ（京都勤労者総合福祉センター）

◎展 示：「性差別の根源を探る－穢れ、女人禁制の地をたずねて－」

（西館2階ホワイエ）

◎ギャラリートーク：14:00～14:30

講師：源 淳子氏（財団法人世界人権問題研究センター研究第4部嘱託研究員）

主催：財団法人世界人権問題研究センター

2011年度 人権大学講座の御案内

この講座は、国連の「世界人権宣言」50周年を機に1998年に開設をしたもので、14年目を迎えます。時の話題や社会の関心事などにも視点を向け多彩なテーマで人権問題を考えていただけるよう充実した内容で構成しています。

開催日程 6月21日(火)～11月18日(金) 全12回
※受付:午後1時～

会場 ハートピア京都(中京区烏丸丸太町下ル)
※10月5日(水)のフィールドワークを除く

受講料 年間20,000円(1回2,000円)

講座内容



京都市営地下鉄烏丸線「丸太町」駅下車
⑤番出口(地下鉄連絡通路にて会館と連結)
京都市バス、京都バス、JRバス
「烏丸丸太町」下車

	月日曜	種別	時間	講座名	講師
1	6月21日(火) ※終了	開講式	13:30～13:40	研究センター所長	安藤 仁介
		講義	13:40～15:00	浅井三姉妹と戦国時代の女性	田端 泰子
		講義	15:15～16:45	(仮)中東情勢と外部からの介入 ールピアに関する国連安保理決議を中心としてー	安藤 仁介
2	7月13日(水) ※終了	講義	13:30～15:00	ジェンダーの視点からハンセン病問題を考える	宮前千雅子
		講義	15:15～16:45	在日ペルー人の祭り、祈り、願い	古屋 哲
3	7月20日(水) ※終了	講義	13:30～15:00	沖縄問題の歴史的前提	櫻澤 誠
		講義	15:15～16:45	おとなの学びと人権	上杉 孝實
4	7月29日(金) ※終了	ワークショップ	13:30～16:45	参加・体験型人権学習	金 香百合
5	8月5日(金) ※終了	講義	13:30～15:00	地球温暖化と人権	浅岡 美恵
		講義	15:15～16:45	世界の学生と接して ーAPUの学生を通じて学んだ国際相互理解ー	薬師寺公夫
6	9月16日(金) ※終了	講義	13:30～15:00	家族と人権	若尾 典子
		講義	15:15～16:45	法然・親鸞と平等思想	平 雅行
7	9月30日(金) ※終了	講義	13:30～15:00	イギリスの市民性教育が日本の人権教育に示唆するもの	野崎 志帆
		講義	15:15～16:45	希望の家の歴史とこれからー隣保から多文化共生へー	前川 修
8	10月5日(水)	フィールドワーク	13:30～17:00	宇治市ウトロ地区をたずねて	仲尾 宏 本郷 浩二
9	10月12日(水)	講義	13:30～15:00	少子化問題と女性の権利	谷口真由美
		講義	15:15～16:45	中央アジアのコリアンの歴史と現状	飛田 雄一
10	10月21日(金)	講義	13:30～15:00	野宿問題と人権	生田 武志
		講義	15:15～16:45	『弱者』と人権	矢吹 文敏 松波めぐみ
		講義	13:30～15:00	入管法改正と在日外国人	仲尾 宏
11	10月27日(水)	講義	15:15～16:45	女性と平和・安全保障をめぐって ー国連安保理1325号が提起するものー	三輪 敦子
		講義と対談	13:30～16:45	人権と環境 ー命の尊厳をめぐってー	菌田 稔 上田 正昭
12	11月18日(金)	修了式	16:45～17:00	研究センター理事長	上田 正昭

【2011年度】講座・人権ゆかりの地をたずねて

京都の魅力再発見

京都のまちには数多くの名所・旧跡があります。そこでは寺社や町衆の文化とともに、差別を受けながらも京都の歴史・文化の創造と発展に寄与した人びとの生活史が息づいてきました。また、朝鮮半島や中国などから渡来した人びとも京都の文化をかたちづくる上で大きな役割を果たしました。

本講座では、そうした京都の〈人権ゆかりの地〉をとりあげ、そこでおりなされてきた人間模様を通じて、京都における人権の歴史を多面的に学んでいきたいと思ひます。

回	日程	講 師	テ ー マ
1	5月21日 ※終了	山路 興造	花の御所と室町文化 －世阿弥・善阿弥・能阿弥－
2	6月18日 ※終了	山路 興造	都の職掌人たち －中近世における職人たちの集住地－
3	7月9日 ※終了	山下 明子 福嶋由里子	キリスト教徒女子教育 －若い女性のためのリーダーシップ養成教育の実践－
4	9月24日 ※終了	仲尾 宏	朝鮮通信使と京都大仏殿
5	10月29日	宮本 正明	萬寿寺－在日朝鮮・韓国人との“縁”
6	11月19日	秋定 嘉和	京都府水平社創立をめぐる人びと －菱野貞次と朝田善之助－
7	12月10日	菅澤 庸子	清水寺顕彰碑と蝦夷観の変遷 －田村麻呂伝承とアテルイ－
8	2月18日	上田 正昭	京都のなかの朝鮮文化（その2） －平安遷都と渡来の人びと－

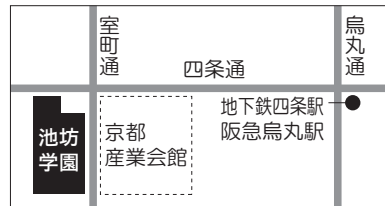
回 数：全8回

曜 日：土曜日

時 間：午後2時～3時30分
(受付は、午後1時30分～)

場 所：池坊学園（下京区室町四条下る）

受講料：1,000円（賛助会員は無料）



お問い合わせ（財）世界人権問題研究センター

(TEL 075-231-2600 FAX 075-231-2750)

〈海外の人権紀行〉

カタール

カタールはアラビア半島に位置し、面積は鹿児島とほぼ同じくらいである。石油・液化天然ガスを多く産出するカタールは税率が大変低く、教育なども無料化されている。しかし、国民の就労意欲は低いとされ、脱天然資源依存を進め、近年では教育に力を入れるようになっていく。

民主主義化が進んでいない中東諸国にあって、カタールは民主化・自由化路線を進めている国で、国民の多くはこの路線を歓迎しているようだ。国民はわずか約30万人だが、外国人を含めると約180万人もの人々が住む。日本では労働力人口に占める外国人労働者の割合はわずか1%だが、カタールをみると、それでも社会は機能している。

空港に到着しても空港職員の多くは外国人労働者であり、ホテルのリムジンバスの運転手もインド系だったりする。ホテルの職員にはアジア系が多く、中国、フィリピン、ミャンマーなど多様だ。市場に行っても香水を売っているのはバングラデシュ人、喫茶店で働いているのはフィリピン人、病院に行けばフィリピン人やヨーロッパ出身者も多い。イスラム教徒の労働者も多く居住しており、エジプト人、トルコ人、イラン人さらにはスーダン人も就労している。地元の人かなと思っても、他国から来たイスラム教徒も多く、カタール人に話を聞こうと思ってもなかなか巡り会えない。

カタールでは外国人でも高度人材であれば処遇はかなり良い。例えば男性看護師であれば、海上の石油プラットフォームで就労し、給料は月40万円から50万円である。税金の控除はほとんどない。休暇も1か月取得することができるため、ホームシックにかかることもそれほどないという。

一方、高度人材でない場合は問題が多い。特に、多くの家庭が雇

用する家事労働者の人権は大きな問題である。カタールで就労する家事労働者には自由がない。雇用主の管理が厳しい上、宗教上の理由から女性労働者が外に出ることは好まれないからである。私のような男性が家事労働者に話を聞くことはかなり困難である。またたま飛行機の中で隣り合わせたフィリピン人と話をすることができたが、これは雇用主がビジネスクラスに、彼女はエコノミーに別々に乗っていたからである。彼女は一時帰国以外に休暇を取ったことがない。雇用主は共働きで勤務時間が2時間程度なので、家事労働者が世話をしなければならぬ時間が極端に長い。彼女によれば、それでも現在のところで働き続けるのは虐待がないからという消極的な理由による。

多くの家庭は男性ドライバーも雇用している。スリランカ出身Aさんの雇用主は銀行でマネージャーを務める。ただ実際の仕事は外国人に任されていて、出勤は10時でその2時間後には帰宅する。雇用主の給料は3万リエル(63万円)。彼の給料は月8000リエル(約1.7万円)でしかない。唯一の休日にも彼は砂漠に来て雇用主のラクダの世話をしている。ところが、彼は半年の間、給与が未払いであるという。恒常化しているようで、帰国しようにも帰国費用がねん出できない。また雇用主を替えるためには、雇用主に書類を作成してもらわないといけないが、書類は書いてくれないという。だから、辞めることも雇用主を替えることもできない。スリランカには家族を残してきたが、仕送りができなくなり離婚している。Aさんは早くカタールを出て、月8000リアル稼げるというイスラエル軍に入りたいという。

一般的に中東諸国への出稼ぎには多くの問題が指摘されてきた。しかし、問題に対しての取り組みは遅々として進んでいないようである。中東の労働条件が悪いことはよく知られているが、ほとんど初期費用なしで気軽に出稼ぎができるという魅力に引き寄せられ、相変わらず就労の人氣は高い。出稼ぎの悪循環を変えることは容易ではない。

(研究第四部嘱託研究員 安里 和晃)



▲カタールの市場。



▲ドーハの金融の中心地



▲市場の夜景。労働者の多くは外国人労働者である。



▲本格派イラン料理店にて。就労しているのはカトリック教徒のフィリピン人。



▲農業も幾分あることになっている。ラクダの飼育もそうだが、実際にはレース用である。飼育を任されているのはスーダン人労働者。所有者は週末に訪問することが多い。

人権問題研究叢書 第2号刊行

アイヌ・台湾・国際人権



定価 1,000円 (税込)

カバーデザイン：京都市立芸術大学 江尻紗耶未氏

「賛助会員」募集中

- ◎年会費 個人会員 1万円 (学生は5千円) 法人会員 5万円
- ◎特典
 - ・『グローブ』(季刊：年4回発行)、『年報』の無償送付。
 - ・『研究紀要』(2,500円)、『講演録 講座・ゆかりの地をたずねて』(1,000円)の無償送付。
 - ・「講座・人権ゆかりの地をたずねて」の無料受講。(通常1,000円)
 - ・人権図書室所蔵の図書貸出サービス。(無料)
 - ・当センター主催の講演会等への優先案内。

◎お問い合わせ、お申込みは下記へ。



財団法人 世界人権問題研究センター

〒604-8221 京都市中京区錦小路通室町西入天神山町 290 番地 1

TEL 075-231-2600 FAX 075-231-2750

[URL] <http://www.mmjp.or.jp/jinken/> [E-MAIL] jinken@kyoto.email.ne.jp